

○氷見市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する規則

平成27年3月19日

規則第8号

改正 平成28年9月1日規則第14号

平成29年6月28日規則第17号

(趣旨)

第1条 この規則は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)に基づく子どものための教育・保育給付(法附則第6条第1項の規定による保育費用の支払を含む。)に係る支給認定保護者又は扶養義務者(以下「利用者」という。)が負担すべき費用(以下「保育料」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、特別の定めがある場合を除くほか、法において使用する用語の例による。

(1号認定子どもの保育料)

第3条 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども(以下「1号認定子ども」という。)に係る法第27条第3項第2号、第28条第2項第1号及び第2号並びに第30条第2項第2号(法附則第9条第1項の規定を適用する場合にあっては、同項第1号イ、第2号イ(1)若しくはロ(1)又は第3号イ(1))の規定により政令で定める額を限度として市が定める額は、別表第1のとおりとし、当該者の保育料は、同表に掲げる世帯の階層の区分に応じて決定する。

(2号認定子どもの保育料)

第4条 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子ども(以下「2号認定子ども」という。)に係る法第27条第3項第2号、第28条第2項第1号及び第3号並びに第30条第2項第3号の規定により政令で定める額を限度として市が定める額並びに法附則第6条第4項の規定により市長が定める額は、別表第2のとおりとし、当該者の保育料は、同表に掲げる世帯の階層及び保育必要量の区分に応じて決定する。

2 前項の規定に関わらず、次の各号に掲げる2号認定子どもの保育料の決定にあっては、それぞれ当該各号に掲げる者とみなす。

(1) 特定教育・保育施設において、教育の提供を受ける2号認定子ども 1号認定子ども

(2) 特定教育・保育施設において、保育の提供を受ける当該年度中に満3歳に達した2号認定子ども 法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子ども(以下「3号認定子ども」という。)

(3号認定子どもの保育料)

第5条 3号認定子どもに係る法第27条第3項第2号、第28条第2項第1号、第29条第3項第2号及び第30条第2項第1号の規定により政令で定める額を限度として市が定める額並びに法附則第6条第4項の規定により市長が定める額は、別表第3のとおりとし、当該者の保育料は、同表に掲げる世帯の階層及び保育必要量の区分に応じて決定する。

(第2子以降の子どもの保育料の特例)

第5条の2 第3条から前条までの規定にかかわらず、生計を一にする世帯に現に2人以上の子がいる場合において、当該子の中で年齢が高い方から数えて2人目以降(同一戸籍において、戸籍法(昭和22年法律第224号)第14条第1項に規定する子として記載されている者のうち、出生の順位が第2位以降のもの(養子縁組、死亡等により除籍されたものを除く。))をいう。)の1号認定子ども、2号認定子ども又は3号認定子どもで、かつ、当該年度の初日の前日において満1歳以上の者の保育料は、無料とする。この場合において、市長が必要と認めるときは、利用者同一の住民基本台帳に記載されている子を当該出生の順位に加えることができるものとする。

(保育料の決定)

第6条 市長は、保育料を決定し、又は変更したときは、速やかに保育料決定通知書(様式第1号)又は保育料変更通知書(様式第2号)を利用者に交付するとともに、その利用に係る特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者にその旨を通知するものとする。

(保育料の支払等)

第7条 利用者は、特定教育・保育の提供を受けた特定教育・保育施設の設置者若しくは事業者又は特定地域型保育の提供を受けた特定地域型保育事業者に対し、保育料を支払うものとする。ただし、氷見市保育所条例(昭和37年氷見市条例第14号。以下「条例」という。)第1条の規定により設置された保育所(以下「市立保育所」という。)以外の保育所(都道府県及び市町村以外の者が設置するものに限る。以下「私立保育所」という。)を利用する場合は、市に支払うものとする。

- 2 前項ただし書の規定により保育料を市に支払う場合は、毎月15日までに、当該月分の保育料を納付しなければならない。ただし、その日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に当たるときは、これらの日の翌日とする。
- 3 前項に規定する日以降に保育料を市に支払う事由が生じた場合には、その際納入するものとする。
- 4 既に納付した保育料は、返還しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。

(減免)

第8条 市長は、災害その他特別の事由により 利用者が保育料を負担することができないと認めるときは、その全部又は一部を減免することができる。

(減免申請)

第9条 保育料の減免を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、保育料減免申請書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(減免決定)

第10条 市長は、前条の規定による申請があった場合において、これを審査し、保育料の減免の可否を決定したときは、保育料減免通知書(様式第4号)により当該申請者に通知するものとする。

(延長保育料)

第11条 市立保育所において条例第3条第3項第1号に規定する保育必要量の範囲を超えて保育を利用する利用者は、延長保育料として別表第4に定める額を市に支払うものとする。

(一時預かり保育料)

第12条 市立保育所において条例第3条第3項第2号に規定する一時預かり事業を利用する利用者は、一時預かり保育料として別表第5に定める額を市に支払うものとする。

(督促)

第13条 市長は、利用者が第7条第2項に規定する期日までに保育料を納付しないときは、期限を指定してこれを督促しなければならない。

2 前項の規定により督促状を発した場合においては、督促手数料を徴収することができる。

(延滞金)

第14条 市長は、保育料について、前条の規定による督促をした場合においては、延滞金を徴収することができる。

(滞納処分)

第15条 市長は、市立保育所及び私立保育所を利用する利用者が第13条の規定による督促を受け、同条の規定により指定された期限までに保育料を納付しないときは、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第56条第8項及び法附則第6条第7項の規定により、地方税の滞納処分の例により処分することができる。

(委任)

第16条 この規則に定めるもののほか、保育料に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 抄

(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 第6条の規定による保育料の決定又は変更、その旨の通知その他この規則を施行するために必要な準備行為は、この規則の施行の前日においても行うことができる。

(氷見市保育料徴収規則の廃止)

3 氷見市保育料徴収規則(昭和56年氷見市規則第20号)は、廃止する。

附 則(平成28年9月規則第14号)

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の氷見市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する規則(以下「新規則」という。)の規定は、平成28年4月1日から適用する。

(還付等)

2 この規則による改正前の氷見市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する規則の規定に基づいて既に徴収した費用が、新規則の規定に基づいて徴収すべき費用を超える場合においては、その過納額を還付し、又は当該支給認定保護者又は扶養義務者の未納に係る徴収金に充当する。

附 則(平成29年6月規則第17号)

この規則は、平成29年7月1日から施行する。

別表第1(第3条関係)

1号認定子ども保育料基準表

| 階層区分 | 1号認定子どもの属する世帯の階層区分 | 保育料(月額) |
|------|---|---------|
| A | 生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯 | 円 0 |
| B | 市町村民税非課税世帯 | 0 |
| C1 | 市町村民税均等割のみ課税世帯 | 2,000 |
| C2 | 市町村民税所得割額24,300円未満 | 3,800 |
| C3 | 市町村民税所得割額24,300円以上48,600円未満 | 5,600 |
| D1 | 市町村民税所得割額48,600円以上62,800円未満 | 8,700 |
| D2 | 市町村民税所得割額62,800円以上77,100円未満 | 12,400 |
| D3 | 市町村民税所得割額77,100円以上97,000円未満 | 12,900 |
| D4 | 市町村民税所得割額97,000円以上115,000円未満 | 13,600 |
| D5 | 市町村民税所得割額115,000円以上133,000円未満 | 14,300 |
| D6 | 市町村民税所得割額133,000円以上151,000円未満 | 15,100 |
| D7 | 市町村民税所得割額151,000円以上169,000円未満 | 15,900 |
| D8 | 市町村民税所得割額169,000円以上211,200円未満 | 16,800 |
| D9 | 市町村民税所得割額211,200円以上301,000円未満 | 19,200 |
| D10 | 市町村民税所得割額301,000円以上397,000円未満 | 20,600 |
| D11 | 市町村民税所得割額397,000円以上 | 22,000 |

備考

- 階層区分の認定は、1号認定子どもの保護者及びその他の扶養義務者(民法(明治29年法律第89号)第877条に規定する扶養義務者をいう。ただし、家計の主事者である場合に限る。)の市町村民税額(8月以前にあっては前年度分、9月以降にあっては当年度分)の合計額で決定し、所得割額を計算する場合には、地方税法(昭和25年法律第226号)第314条の7及び第314条の8並びに同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第6項の規定は適用しないものとする。
- この表において「市町村民税」とは、地方税法の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含む。)をいい、「均等割」及び「所得割」とは、それぞれ、同法第292条第1項第1号及び第2号に規定する均等割及び所得割(それぞれ、同法の規定による特別区民税に係るものを含む。)をいう。
- 1号認定子どもの属する世帯が次の各号のいずれかに該当する場合において、当該世帯がこの表の階層区分C1、C2、C3、D1、D2又はD3(市町村民税所得割額77,100円である世帯に限る。)に属するときは、保育料を無料とする。
 - 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第1項及び第2項に規定する配偶者のない者で現に1号認定子どもを扶養しているものの世帯
 - 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者の属する世帯
 - 療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日発児第156号厚生事務次官通知)に定める療育手帳の交付を受けている者の属する世帯
 - 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者の属する世帯
 - 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に定める特別児童扶養手当の支給を受けている者の属する世帯
 - 国民年金法(昭和34年法律第141号)に定める国民年金の障害基礎年金の支給を受けている者の属する世帯
 - 生活保護法に定める保護基準に準じ、生活に困窮していると市長が認める世帯
- 小学校1年生から3年生までの児童及び幼稚園、保育所、認定こども園、特別支援学校幼稚部若しくは情緒障害児短期治療施設通所部に入園若しくは入所し、又は児童発達支援若しくは医療型

児童発達支援を利用している小学校就学前の乳幼児(以下「小学校3年生以下の子ども」という。)が、同一世帯に2人以上いる場合は、小学校3年生以下の子どもの中で年齢が高い方から数えて2人目の1号認定子どもの保育料はこの表に掲げる額の2分の1に相当する額とし、3人目以降の1号認定子どもの保育料は無料とする。ただし、この表の階層区分C1、C2、C3、D1、D2又はD3(市町村民税所得割額77,100円である世帯に限る。)に属する世帯で、特定被監護者等(子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号)第14条の2第1項に規定する特定被監護者等をいう。以下同じ。)が2人以上いる場合は、特定被監護者等の中で年齢が高い方から数えて2人目以降の1号認定子どもの保育料は無料とする。

- 5 生計を一にする世帯に現に3人以上の子がいる場合は、当該子の中で年齢が高い方から数えて3人目以降の1号認定子ども(同一戸籍において、戸籍法第14条第1項に規定する子として記載されている者のうち、出生の順が第3位以降のもの(養子縁組、死亡等により除籍された者を除く。)をいう。)の保育料は、利用者からの申請により、無料とする。ただし、市長が必要と認めるときは、利用者と同一の住民基本台帳に記載されている子を当該出生順位に加えることができるものとする。
- 6 月の途中で入園し、又は退園した1号認定子どものその月に係る保育料については、その月額に当該1号認定子どもが利用した期間に係る開園日数(20日を超える場合は20日)を乗じた額を20日で除して得た額(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。

別表第2(第4条関係)

2号認定子ども保育料基準表

| 階層区分 | 2号認定子どもの属する世帯の階層区分 | 保育料(月額) | |
|------|---|---------|--------|
| | | 標準時間 | 短時間 |
| A | 生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯 | 円 0 | 円 0 |
| B | 市町村民税非課税世帯 | 1,900 | 1,800 |
| C1 | 市町村民税均等割のみ課税世帯 | 6,700 | 6,500 |
| C2 | 市町村民税所得割額24,300円未満 | 8,500 | 8,300 |
| C3 | 市町村民税所得割額24,300円以上48,600円未満 | 10,400 | 10,200 |
| D1 | 市町村民税所得割額48,600円以上62,800円未満 | 14,700 | 14,400 |
| D2 | 市町村民税所得割額62,800円以上77,100円未満 | 20,200 | 19,800 |
| D3 | 市町村民税所得割額77,100円以上97,000円未満 | 22,800 | 22,400 |
| D4 | 市町村民税所得割額97,000円以上115,000円未満 | 26,200 | 25,700 |
| D5 | 市町村民税所得割額115,000円以上133,000円未満 | 27,100 | 26,600 |
| D6 | 市町村民税所得割額133,000円以上151,000円未満 | 30,100 | 29,500 |
| D7 | 市町村民税所得割額151,000円以上169,000円未満 | 31,600 | 31,000 |
| D8 | 市町村民税所得割額169,000円以上211,200円未満 | 32,800 | 32,200 |
| D9 | 市町村民税所得割額211,200円以上301,000円未満 | 33,300 | 32,700 |
| D10 | 市町村民税所得割額301,000円以上397,000円未満 | 33,700 | 33,100 |
| D11 | 市町村民税所得割額397,000円以上 | 34,100 | 33,500 |

備考

- 1 階層区分の認定は、2号認定子どもの保護者及びその他の扶養義務者(民法第877条に規定する扶養義務者をいう。ただし、家計の主宰者である場合に限る。)の市町村民税額(8月以前にあっては前年度分、9月以降にあっては当年度分)の合計額で決定し、所得割額を計算する場合には、地方税法第314条の7及び第314条の8並びに同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第6項の規定は適用しないものとする。
- 2 この表において「市町村民税」とは、地方税法の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含む。)をいい、「均等割」及び「所得割」とは、それぞれ、同法第292条第1項第1号及び第2号に規定する均等割及び所得割(それぞれ、同法の規定による特別区民税に係るものを含む。)をいう。
- 3 この表において「標準時間」とは、子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第4条第1項の規定による1月当たり平均275時間まで(1日当たり11時間までに限る。)の保育必要

量を、「短時間」とは、同項の規定による1月当たり平均200時間まで(1日当たり8時間までに限る。)の保育必要量をいう。

- 4 2号認定子どもの属する世帯が次の各号のいずれかに該当する場合において、当該世帯がこの表の階層区分B、C1、C2、C3、D1、D2又はD3(市町村民税所得割額77,100円である世帯に限る。)に属するときは、保育料を無料とする。
 - (1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第1項及び第2項に規定する配偶者のない者で現に2号認定子どもを扶養しているものの世帯
 - (2) 身体障害者福祉法第15条の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者の属する世帯
 - (3) 療育手帳制度要綱に定める療育手帳の交付を受けている者の属する世帯
 - (4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者の属する世帯
 - (5) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当の支給を受けている者の属する世帯
 - (6) 国民年金法に定める国民年金の障害基礎年金の支給を受けている者の属する世帯
 - (7) 生活保護法に定める保護基準に準じ、生活に困窮していると市長が認める世帯
- 5 幼稚園、保育所、認定こども園、特別支援学校幼稚部若しくは情緒障害児短期治療施設通所部に入園若しくは入所し、又は児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を利用している小学校就学前の乳幼児(以下「保育所等に入所している子ども」という。)が、同一世帯に2人以上いる場合は、保育所等に入所している子どもの中で年齢が高い方から数えて2人目の2号認定子どもの保育料はこの表に掲げる額の2分の1に相当する額とし、3人目以降の2号認定子どもの保育料は無料とする。ただし、この表の階層区分B、C1、C2、C3又はD1(市町村民税所得割額57,700円未満である世帯に限る。)に属する世帯で、特定被監護者等が2人以上いる場合は、特定被監護者等の中で年齢が高い方から数えて2人目以降の2号認定子どもの保育料は無料とする。
- 6 生計を一にする世帯に現に3人以上の子がいる場合は、当該子の中で年齢が高い方から数えて3人目以降の2号認定子ども(同一戸籍において、戸籍法第14条第1項に規定する子として記載されている者のうち、出生の順が第3位以降のもの(養子縁組、死亡等により除籍された者を除く。))をいう。)の保育料は、利用者からの申請により、無料とする。ただし、市長が必要と認めるときは、利用者と同じの住民基本台帳に記載されている子を当該出生順位に加えることができるものとする。
- 7 月の途中で入園若しくは入所し、又は退園若しくは退所した2号認定子どものその月に係る保育料については、その月額に当該2号認定子どもが利用した期間に係る開園又は開所日数(25日を超える場合は25日)を乗じた額を25日で除して得た額(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。

別表第3(第5条関係)

3号認定子ども保育料基準表

| 階層区分 | 3号認定子どもの属する世帯の階層区分 | 保育料(月額) | |
|------|---|---------|--------|
| | | 標準時間 | 短時間 |
| A | 生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯 | 円 0 | 円 0 |
| B | 市町村民税非課税世帯 | 2,800 | 2,700 |
| C1 | 市町村民税均等割のみ課税世帯 | 9,400 | 9,200 |
| C2 | 市町村民税所得割額24,300円未満 | 11,200 | 11,000 |
| C3 | 市町村民税所得割額24,300円以上48,600円未満 | 12,900 | 12,600 |
| D1 | 市町村民税所得割額48,600円以上62,800円未満 | 18,300 | 17,900 |
| D2 | 市町村民税所得割額62,800円以上77,100円未満 | 23,600 | 23,100 |
| D3 | 市町村民税所得割額77,100円以上97,000円未満 | 27,300 | 26,800 |
| D4 | 市町村民税所得割額97,000円以上115,000円未満 | 30,400 | 29,800 |
| D5 | 市町村民税所得割額115,000円以上133,000円未満 | 33,200 | 32,600 |
| D6 | 市町村民税所得割額133,000円以上151,000円未満 | 35,800 | 35,100 |
| D7 | 市町村民税所得割額151,000円以上169,000円未満 | 37,900 | 37,200 |

| | | | |
|-----|-------------------------------|--------|--------|
| D8 | 市町村民税所得割額169,000円以上211,200円未満 | 40,000 | 39,300 |
| D9 | 市町村民税所得割額211,200円以上301,000円未満 | 42,100 | 41,300 |
| D10 | 市町村民税所得割額301,000円以上397,000円未満 | 44,400 | 43,600 |
| D11 | 市町村民税所得割額397,000円以上 | 46,700 | 45,900 |

備考 別表第2の備考の規定は、この表において準用する。この場合において、別表第2の備考中「2号認定子ども」とあるのは「3号認定子ども」と読み替えるものとする。

別表第4(第11条関係)

| 区分 | 利用時間 | 延長保育料 (1回当たり) |
|----------|-----------------|------------------|
| 保育短時間認定 | 午前7時から午前8時30分まで | 円 100 |
| | 午後4時30分から午後6時まで | 100 |
| | 午後6時から午後7時まで | 300 |
| 保育標準時間認定 | 午後6時から午後7時まで | 300 |

備考

- 1 保育認定子どもの属する世帯の階層がB階層として認定された世帯であっても、別表第2の備考の4に掲げる世帯である場合にあっては、この表の規定にかかわらず、当該階層の延長保育料の額は、0円とする。
- 2 この表の規定にかかわらず、午前7時から午前8時30分まで及び午後4時30分から午後6時までの1月当たりの延長保育料がそれぞれ1,000円を超える場合にあっては1,000円と、午後6時から午後7時までの1月当たりの延長保育料が2,500円を超える場合にあっては2,500円とする。

別表第5(第12条関係)

| 区分 | 一時預かり保育料 |
|-------|------------|
| 1日あたり | 円 2,000 |
| 半日あたり | 1,000 |

様式第1号（第6条関係）

第 号

年 月 日

氷見市社会福祉事務所長 ㊟

保育料決定通知書

保育料を次のとおり決定しましたので通知いたします。

| | |
|---|------------|
| 入所する児童の 氏名・支給認定証 番 号及び生年月日 | 年 月 日 |
| 施 設 等 名 | |
| 保 育 料 月 額 | 円 () |
| 保育料の適用期 間 | 年 月 から 年 月 |
| 納 入 方 法 | |
| <p>備考 1 保育料はその月の15日（日曜日・土曜日・祝日にあたる場合はこれらの翌日）に振替口座より引き落とします。資金不足等により振替不能となった場合には、月末日（ 〃 ）に改めて引き落とします。</p> <p>2 保育料についての変更があった場合はその旨通知いたします。</p> <p>3 （教示） 処分に対する不服申立て及び取消訴訟の提起に関する教示を記載すること。</p> | |

様式第2号（第6条関係）

第 号
年 月 日

氷見市社会福祉事務所長 ㊟

保育料変更通知書

保育料を次のとおり変更しましたので通知いたします。

| | | | |
|---|--------|---|-------|
| 入所する児童の 氏名・支給認定証 番 号及び生年月日 | | | 年 月 日 |
| 施 設 等 名 | | | |
| 保 育 料 月 額 | 変更前 | 円 | () |
| | 変更後 | 円 | () |
| 変 更 適 用 月 | 年 月 から | | |
| 変 更 理 由 | | | |
| (教示) 処分に対する不服申立て及び取消訴訟の提起に関する教示を記載 すること。 | | | |

様式第3号（第9条関係）

年 月 日

氷見市社会福祉事務所長 あて

住 所

申請者

氏 名

㊞

次のとおり保育料を減免していただきたいので、氷見市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する規則第9条の規定により申請します。

| | |
|----------------------------|----------------------|
| 入所児童の氏名 及び生年月日 | 年 月 日生 |
| 施 設 等 名 | |
| 減 免 を 受 け よ う と す る 金 額 | 月 額 円 |
| 減 免 を 受 け よ う と す る 期 間 | 年 月 から 年 月 まで 箇月間 |
| 減 免 を 受 け よ う と す る 事 由 | |

注 減免申請の事由を証する書類を添付すること。

様式第4号（第10条関係）

第 号
年 月 日

氷見市社会福祉事務所長 印

保育料減免通知書

減免申請について、次のとおり減免の決定をしましたので通知いたします。

| | |
|---|--------|
| 入所する児童の 氏名・支給認定証 番号及び生年月日 | 年 月 日 |
| 施設等名 | |
| 減免後保育料月 額 | 円 () |
| 減免適用月 | 年 月 から |
| 減免理由 | |
| (教示) 処分に対する不服申立て及び取消訴訟の提起に関する教示を記載 すること。 | |

様式第1号(第6条関係)

様式第2号(第6条関係)

様式第3号(第9条関係)

様式第4号(第10条関係)